

第2次
赤穂市男女共同参画プラン

関係部分抜粋

平成26年3月

平成29年3月一部見直し

赤穂市

目次

序章 男女共同参画の必要性とめざす姿	1
第1章 計画の策定にあたって	2
1. 計画策定の趣旨	2
2. 第1次計画策定後の赤穂市の現状と社会情勢	3
第2章 計画の基本的な考え方	11
1. 計画の位置づけ	11
2. 計画期間	11
3. 計画の基本目標	12
4. 計画の体系	14
第3章 計画の内容	16
基本目標1 男女の人権の尊重	16
基本目標2 社会における制度や慣行への配慮	19
基本目標3 政策・方針決定過程への女性の参画	21
基本目標4 男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現	23
基本目標5 国際社会の取組と協調	28
基本目標6 男女の互いの性への理解と健康への配慮	29
基本目標7 配偶者等からの暴力の根絶	31
基本目標8 女性の職業生活における活躍の推進	33-1
第4章 計画の推進	34
1. 庁内推進体制の強化	34
2. 計画の進行管理及び評価	34
3. 市民、事業者等、関係者との協働	34
資料編	35
1. 用語解説	35
2. 赤穂市男女共同参画社会づくり条例	38
3. 赤穂市男女共同参画審議会委員名簿	41
4. 第2次赤穂市男女共同参画プラン策定委員会開催要領	42
5. 第2次赤穂市男女共同参画プラン策定委員会名簿	43
6. 策定の経過	43
7. 男女共同参画社会基本法	44
8. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	48
9. 相談窓口一覧	55

第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画の位置づけ

- ①本計画は、市民、事業者、市等が協働して、男女共同参画社会を実現し、真に豊かで活力ある赤穂市をめざすために制定した「赤穂市男女共同参画社会づくり条例」を具現化しました。
- ②本計画は、「赤穂市総合計画」や「赤穂市次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）」等との整合を図りながら策定しました。
- ③本計画は、男女共同参画社会の実現に向けて、赤穂市の施策の方向と推進のための方策を明らかにしたものです。また、「男女共同参画社会基本法」に定められた「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。また、本計画の第3章基本目標7における「配偶者等からの暴力の根絶を目指す仕組みづくり」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）第2条の3第3項に基づく、赤穂市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」として位置づけます。
- ④本計画の策定にあたっては、2010年（平成22年）12月に閣議決定された、国における「第3次男女共同参画基本計画」と、2011年（平成23年）3月に策定された兵庫県における「新ひょうご男女共同参画プラン21」の内容と整合を図りました。
- ⑤平成29年3月に本計画の一部を見直し、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく、赤穂市における「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）」として位置づけます。

2. 計画期間

本計画の期間は、2014年度（平成26年度）から2023年度（平成35年度）までの10か年とします。ただし、社会情勢の動向等に応じて、見直しを検討します。

3. 計画の基本目標

男女共同参画社会の実現に向け、市民、事業者、市等が協働して、市民一人ひとりの個性と能力が十分発揮できる男女共同参画社会をめざして、以下に示す「赤穂市男女共同参画社会づくり条例」の基本理念に基づいて本計画を推進します。また、DV 防止の観点から、「配偶者等からの暴力の根絶」についての項目を、女性活躍推進の観点から、「女性の職業生活における活躍の推進」についての項目を追加します。

①男女の人権の尊重 …… 条例第3条第1項

男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

②社会における制度や慣行への配慮 …… 条例第3条第2項

男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度または慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度または慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されなければならない。

③政策・方針決定過程への女性の参画 …… 条例第3条第3項

男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策または事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

④男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 …… 条例第3条第4項

男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職域、地域等における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

⑤国際社会の取組と協調 …… 条例第3条第5項

男女共同参画の推進に関する取組は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的協調の下に行われなければならない。

⑥男女の互いの性への理解と健康への配慮 ……条例第3条第6項

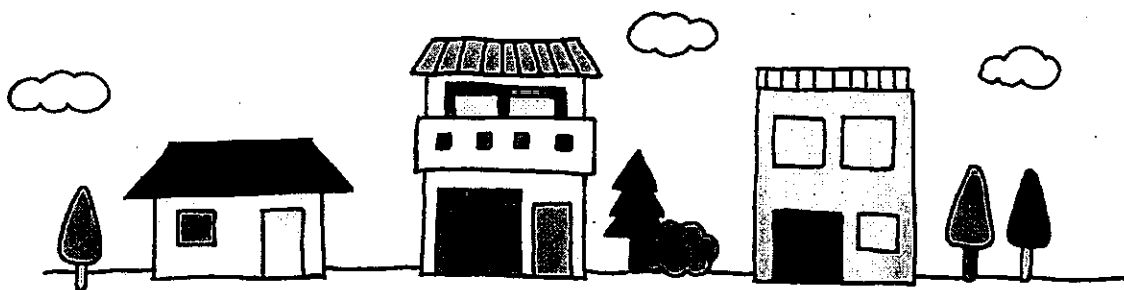
男女共同参画の推進は、男女が互いの性を理解し合い、妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項に関し双方の意思が尊重されること及び生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

⑦配偶者等からの暴力の根絶

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害で、絶対に許されるものではないとの認識に立ち、幅広い関係機関の連携のもと、暴力を容認しない社会環境づくりや被害の防止、被害者の早期発見・安全確保を図り、被害者の立場に立った切れ目のない支援を行わなければならない。

⑧女性の職業生活における活躍の推進

本格的な人口減少社会が到来し、少子高齢化の加速により労働力人口が減少していく中、活力ある社会を維持していくためには、多様な人材、特に女性の活躍を促進することが不可避であるとの認識に立ち、育児期の女性が働き続け、能力とスキルを十分に発揮して活躍できるよう必要な環境の整備を行わなければならない。



4. 計画の体系

めざす姿

- 社会のあらゆる場において男女の人権が保障されるまち
- 職場や地域で男女が対等なパートナーとして責任を担い参画するまち
- 家庭で男女が共に自立し、思いやりの気持ちで互いに助け合うまち

基本目標1 男女の人権の尊重【条例第3条第1項】

基本課題(1) 男女共同参画についての意識啓発

- No.1 男女共同参画に関する啓発を積極的に推進する
- No.2 男女共同参画に関する情報を収集し提供する

基本課題(2) 教育における男女共同参画の推進

- No.3 学校教育における男女共同参画を推進する
- No.4 講演会や学習の機会を通じて、社会教育における男女共同参画を推進する

基本課題(3) セクシュアル・ハラスメント対策の推進

- No.5 セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発を推進する
- No.6 セクシュアル・ハラスメントの対応体制を整備する

基本目標2 社会における制度や慣行への配慮【条例第3条第2項】

基本課題(1) 制度や慣行の見直し

- No.7 地域における固定的な性別役割分担意識を是正する

基本課題(2) 情報を取捨選択する能力の育成

- No.8 男女共同参画の視点に配慮して情報を読み取り、発信できる能力を育てる
- No.9 男女共同参画を進めるための表現の浸透を図る

基本目標3 政策・方針決定過程への女性の参画【条例第3条第3項】

基本課題(1) 政策や方針決定の場への女性の参画の促進

- No.10 行政における方針決定過程への女性の参画を促進する
- No.11 団体等における方針決定過程への女性の参画を促進する

基本課題(2) 女性のエンパワーメントへの支援

- No.12 女性の自主的な学習を支援する

基本課題(3) 地域社会での男女共同参画の推進

- No.13 地域活動等への参画に向けた広報・啓発を促進する
- No.14 防災、防犯、環境等のまちづくり活動で男女共同参画を推進する

基本目標4 男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現【条例第3条第4項】

- 基本課題(1) 仕事と生活の両立のための雇用環境の整備
No.15 多様な働き方を可能にするための情報提供を充実する
No.16 男女平等な職業能力の開発と就業の支援を充実する
No.17 農林漁業及び商工業等自営業での働きやすい環境づくりを支援する
- 基本課題(2) 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進
No.18 男女共同参画の関連法令の周知の徹底と雇用機会を拡大する
No.19 仕事と家庭の両立を支援するサービスを充実する
- 基本課題(3) 家庭生活における男女共同参画の推進
No.20 家庭における固定的な役割分担意識を是正する
No.21 男性が主体的に家事・育児に参画するための学習の機会を提供する
- 基本課題(4) 各家庭の状況に応じた支援の充実
No.22 保育サービスや放課後児童対策の充実など、子育て支援策を推進する
No.23 ひとり親家庭への支援を充実する
No.24 高齢者福祉施策を推進する
No.25 障がい者福祉施策を推進する

基本目標5 国際社会の取組と協調【条例第3条第5項】

- 基本課題(1) 男女共同参画意識を醸成するための国際交流と相互理解の促進
No.26 国際相互理解のための取り組みを促進する
No.27 異文化理解や国際的な人権感覚を育成する

基本目標6 男女の互いの性への理解と健康への配慮【条例第3条第6項】

- 基本課題(1) 性の尊厳についての意識の浸透と健康への配慮
No.28 乳幼児健診や相談など、母子保健を充実する
No.29 性の尊重についての意識を浸透する
No.30 エイズや性感染症など、健康をおびやかす問題に対応する
No.31 性教育を推進する

基本目標7 配偶者等からの暴力の根絶

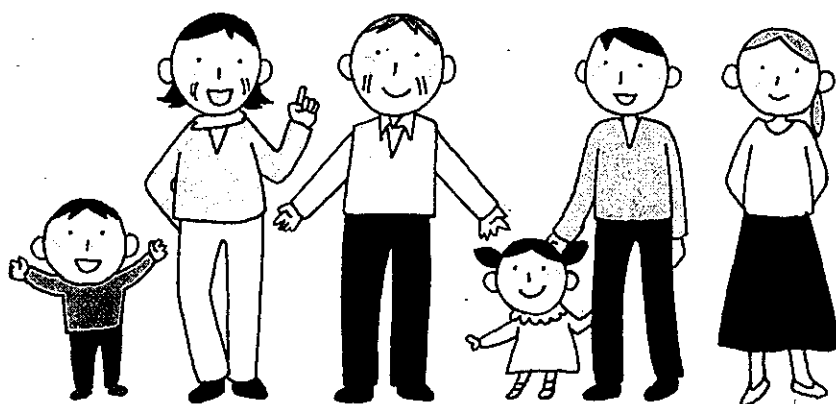
- 基本課題(1) ドメスティック・バイオレンス(DV)根絶のための意識づくりの促進
No.32 DVの防止に向けた啓発を促進する
- 基本課題(2) 相談体制の強化
No.33 相談窓口の周知を図る
No.34 相談体制の充実を図る
- 基本課題(3) 被害者の安全確保と自立支援への取り組み
No.35 被害者の安全を確保するための体制を強化する
No.36 被害者の心のケアと自立支援を充実する
No.37 DV被害者の子どもへの支援を充実する
- 基本課題(4) DV対策推進体制の充実
No.38 関係各課、関係機関、民間支援団体等との連携を強化する

基本目標8 女性の職業生活における活躍の推進

基本課題(1) 女性が働き続けるための環境整備

No.39 女性の力を最大限に発揮させる環境をつくる

No.40 男性の意識改革とハラスメントのない職場を実現する



第3章 計画の内容

基本目標 1 男女の人権の尊重

(1) 男女共同参画についての意識啓発

現状と課題、方向性

これまで、男女平等意識の向上のため、様々な取り組みを行ってきましたが、社会制度や慣行による固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。誰もが男女共同参画について正しく理解していくために、男女共同参画の意識を高めていくことが重要となります。

啓発活動の工夫により参加者層の拡大を図ると共に、市民の主体的な活動を促すため、啓発リーダーの育成と積極的な活用を図ります。

施策の方向と事業の内容

No	施策	主な取組	主な担当課
1	男女共同参画に関する啓発を積極的に推進する	○女性問題・男女共同参画に関する冊子の作成・普及 ○情報誌「すてっぴ巴」の充実 ○講座やフォーラムを通じた啓発活動	市民対話課
2	男女共同参画に関する情報を収集し提供する	○関連する資料の収集、市民への提供	図書館 市民対話課

(2) 教育における男女共同参画の推進

現状と課題、方向性

教育の場では男女共同参画を積極的に推進しており、今後も継続的な指導をしていく必要があります。

男女平等の理念のもと、若年期から、男女が互いの人格や個性を尊重し、協力し合う心を養うため、家庭、学校・幼稚園・保育所、地域において、男女平等の視点に立った教育を推進していきます。特に、学校教育においては、子どもたち一人ひとりの個性と能力が尊重され、性別に捉われず、生きる力、育つ力を伸ばすことのできる教育を進めます。

施策の方向と事業の内容

No	施策	主な取組	主な担当課
3	学校教育における男女共同参画を推進する	<ul style="list-style-type: none"> ○男女が協力することを学ぶ、学校行事の機会の充実 ○発達段階に応じた、子どもたちの性別に捉われない個性を育む学校教育や保育の環境づくり ○教職員研修の実施 	指導課 こども育成課
4	講演会や学習の機会を通じて、社会教育における男女共同参画を推進する	<ul style="list-style-type: none"> ○図書・資料・ビデオの収集、市民への提供 ○男女共同参画にかかわる講演会の開催 ○生涯を通じた多様なニーズに対応した専門講座、実践的な学習会等の機会の提供 	市民対話課 公民館

(3) セクシュアル・ハラスメント対策の推進

現状と課題、方向性

セクシュアル・ハラスメントは、本人だけでなく周囲でも被害が認識されていることが多いことから、職場や学校で信頼できる友人や同僚、上司等に相談したり声をかけあったりできる環境づくりを進めていくと共に、被害防止に向け、セクシュアル・ハラスメントについての正しい認識を啓発していくことが重要です。また、職場や学校等で解決できない場合もあるため、市や県の相談機関等についての情報提供を行っていくことも大切です。

相談窓口において、相談者に対し、いつでも、だれにでも、的確な情報提供ができる体制を常に整えておくよう取組めます。

施策の方向と事業の内容

No	施策	主な取組	主な担当課
5	セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発を推進する	○セミナー等の機会を利用した、啓発活動 ○庁内職員研修の実施	関係各課
6	セクシュアル・ハラスメントの対応体制を整備する	○相談窓口（女性交流センター）の充実・市民への周知	市民対話課

市民、事業所、地域の取組

**男女が共に自分らしく生きるため、
男だから、女だからと決めつけないで、考え方を見直してみよう。**

- ◇講演会や学習会等に積極的に参加しましょう。
- ◇学んだことを地域活動や市民活動の中で活かしていきましょう。
- ◇男の子だから、女の子だからという考え方にとらわれず、子どもの個性を大切に育てましょう。
- ◇学校で学んだ男女共同参画教育が、家庭でも活かされるようにしましょう。
- ◇男女互いに対等なパートナーとして尊重し、セクシュアル・ハラスメントを起こさない環境をつくりましょう。

基本目標2 社会における制度や慣行への配慮

(1) 制度や慣行の見直し

現状と課題、方向性

地域活動においては、方針決定の場は男性が中心となってきた一方で、活動の場では女性が中心となる傾向がみられます。

まちづくりを男女共に担うことができるよう、市民と行政が連携・協力しながら取り組んでいくために、制度や慣行の見直しに努めます。

施策の方向と事業の内容

No	施策	主な取組	主な担当課
7	地域における固定的な性別役割分担意識を是正する	○性別にかかわらずリーダーシップをとるための男女共同参画意識の浸透 ○自治会長に占める女性の割合を10%にする	市民対話課

(2) 情報を取捨選択する能力の育成

現状と課題、方向性

近年のような情報社会の中では、新聞・雑誌・テレビ・インターネット等のメディアによる情報が人々に与える影響は非常に大きいものとなっています。固定的な性別役割を前提とした女性像・男性像、あるいは、女性の身体的・性的側面だけを強調したり、暴力を肯定した表現など、女性への人権侵害がみられることも少なくありません。

メディアからの情報をそのまま受け止めるのではなく、情報の受け手が主体的に情報を選択し、物事の本質を読み解くと共に、自己発信する能力を向上するための支援を推進します。

施策の方向と事業の内容

No	施策	主な取組	主な担当課
8	男女共同参画の視点に配慮して情報を読み取り、発信できる能力を育てる	○男女共同参画の視点に配慮したメディア・リテラシーに関する学習機会や情報の提供	指導課 市民対話課
9	男女共同参画を進めるための表現の浸透を図る	○広報紙・ホームページにおける表現方法への配慮	企画広報課 市民対話課

市民、事業所、地域の取組

身近なところにある男女差別に気づき、見直そう。

- ◇地域や市の行事に参加し、さまざまな人とコミュニケーションをとりましょう。
- ◇慣習やしきたりの中の不合理や男女差別に気づき、見直しましょう。
- ◇テレビや雑誌などに、性別役割を固定化した表現や、女性に対する差別的な表現がないか確認しましょう。
- ◇団体や事業所で発行する機関紙に性別役割を固定化した表現や、女性に対する差別的な表現がないか見直しましょう。



基本目標 3 政策・方針決定過程への女性の参画

(1) 政策や方針決定の場への女性の参画の促進

現状と課題、方向性

女性の参画を促進するため、女性の発言機会の拡充を図ることは重要であり、議会、審議会や委員会への女性参画の推進を図り女性人材を育成する必要があります。

政策立案段階から男女が共に協議できるよう、市においても男女が共に働きやすく、能力を発揮しやすい職場環境づくりを推進します。

施策の方向と事業の内容

No	施策	主な取組	主な担当課
10	行政における方針決定過程への女性の参画を促進する	○女性職員の計画的な人材育成と登用 ○審議会等の委員に占める女性の割合を30%以上にする	人事課 関係各課
11	団体等における方針決定過程への女性の参画を促進する	○団体等へ女性役員登用の働きかけ	関係各課

(2) 女性のエンパワーメントへの支援

現状と課題、方向性

これまで、講座やフォーラムなど、女性のエンパワーメントのための各種事業を実施してきました。今後も事業の展開に関して、女性のエンパワーメント確立に必要な知識・情報が得られるテーマ設定が求められるところです。

女性の労働力率が増加してきていることから、さらに経営能力・技術の向上により、経営等への参画やエンパワーメントを促進するため、学習の機会を拡充し、情報提供を行います。

施策の方向と事業の内容

No	施策	主な取組	主な担当課
12	女性の自主的な学習を支援する	○男女共同参画フォーラム、男女共同参画市民講座等、学習機会の提供 ○女性交流センターの充実、市民への周知 ○県が実施するセミナー等についての情報提供	市民対話課

(3) 地域社会での男女共同参画の推進

現状と課題、方向性

これからのまちづくりには、防災、防犯、環境など、様々な分野に男女が共に自主的に参加し、男女が共に主体的に取り組む必要があります。

地域活動において、実際の活動は女性も行っているものの代表者は男性、といった傾向について、男女の均衡の取れた参画を促進します。また、男女共同参画社会の実現をめざすための地域リーダーの育成を推進し、その活動を支援します。

施策の方向と事業の内容

No	施策	主な取組	主な担当課
13	地域活動等への参画に向けた広報・啓発を促進する	○地域活動で男女共同参画を推進するための周知啓発や情報提供の実施	市民対話課
14	防災、防犯、環境等のまちづくり活動で男女共同参画を推進する	○女性団体や女性グループへの支援と協働による男女共同参画の推進 ○固定的な性別役割分担に捉われない地域の防災・防犯活動の推進 ○男女共同参画の視点に立ったリーダーの育成	危機管理担当 市民対話課

市民、事業所、地域の取組

市民、事業者などで物事を決めるときに、男女が共に参画しよう。

- ◇議会、審議会や委員会には積極的に参画しましょう。
- ◇職場でも性別役割分担意識の払拭に努め、意思決定の場に女性が参画できるよう働きかけましょう。
- ◇ボランティア活動や地域活動など、自分に合った社会参加の機会を活かしましょう。
- ◇地域活動に男女が共に参画できるよう、不合理な習慣やしきたり、会則等があれば改善していきましょう。
- ◇自治会など地域社会で男女共同参画を進めましょう。

基本目標4 男女の仕事と生活の調和

(ワーク・ライフ・バランス) の実現

(1) 仕事と生活の両立のための雇用環境の整備

現状と課題、方向性

働くことは、生活の経済的基盤を形成する大切な要素ですが、長時間労働が健康や生活に悪影響を及ぼすこともあります。男女が共に仕事と家事・育児・介護などの家庭生活及び社会生活とのバランス、いわゆるワーク・ライフ・バランスを図ることで、生涯を通じて充実した生活を送れるようにするための取り組みが重要です。

仕事や家庭、地域活動や余暇活動といった、社会のあらゆる分野に男女が共に参画していくために、それぞれの活動にバランスよく参画できる環境づくりを進めます。

施策の方向と事業の内容

No	施策	主な取組	主な担当課
15	多様な働き方を可能にするための情報提供を充実する	○市内事業者に対する関連パンフレット等の配布による啓発 ○ひょうご仕事と生活センターと連携した、事業者に対する啓発セミナーの開催	産業観光課
16	男女平等な職業能力の開発と就業の支援を充実する	○ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催 ○出産・育児後の女性の再チャレンジ支援 ○起業を希望する人への支援	産業観光課 市民対話課
17	農林漁業及び商工業等自営業での働きやすい環境づくりを支援する	○スキルアップのための研修会や、ネットワーク化促進のための交流会の実施 ○地域資源を活用した商品企画、加工、販売など、女性が参画しやすい環境の整備 ○家族経営協定締結の促進	産業観光課

(2) 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

現状と課題、方向性

職場においては「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」などの施行にともない、男女が共に働き続ける条件整備は大きく進んでいます。今後も男女が差別されることなく、個人の能力を十分に発揮できるよう実質的な雇用機会均等と待遇の確保など就業環境の整備が求められています。

ワーク・ライフ・バランスを推進するため、事業者への広報や情報提供に努め、柔軟な働き方を選択できる職場づくりを啓発するとともに、相談や子育て支援サービス等、仕事と家庭の両立を支援するサービスの充実を図ります。

施策の方向と事業の内容

No	施策	主な取組	主な担当課
18	男女共同参画の関連法令の周知の徹底と雇用機会を拡大する	<ul style="list-style-type: none"> ○様々な機会・方法を用いた意識啓発活動 ○県等と連携した、事業所における男女共同参画の推進と情報提供 	関係各課
19	仕事と家庭の両立を支援するサービスを充実する	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援対策の充実 ○相談体制の充実 ○出産・育児などのために一時退職し、再就職や地域活動等に挑戦する女性を総合的に支援する体制整備 	子育て健康課 こども育成課 市民対話課

(3) 家庭生活における男女共同参画の推進

現状と課題、方向性

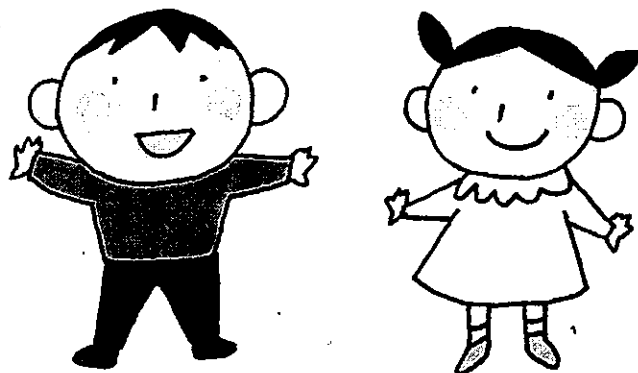
男女が喜びと責任を分かち合い、誰もが住みよい社会を築くことは、男女共同参画社会の形成に不可欠です。その第一歩として日常生活において男女が対等に家庭生活を担い合うことは、最も身近な男女共同参画の実現といえます。

高齢化が進展する中、家庭における子育てや介護等の負担の多くが女性の肩にかかっており、それが女性の就労を妨げるひとつの要因となっています。

家庭における男性の家事、育児、介護などへの参加を促進するため、男女の役割分担についての意識を改めると共に、男性に対する家事・介護能力向上のための学習機会の提供により、男女がともに協力して家庭生活を営むことができる環境づくりを進めます。

施策の方向と事業の内容

No	施策	主な取組	主な担当課
20	家庭における固定的な役割分担意識を是正する	○講演会や市広報等による意識啓発 ○各家庭の状況にあわせて男女が共に協力して家事等を担うための啓発や学習会の開催	関係各課
21	男性が主体的に家事・育児に参画するための学習機会を提供する	○家事や育児・介護などにおける必要な知識・技能を習得できる学習機会の提供	公民館 市民対話課



(4) 各家庭の状況に応じた支援の充実

現状と課題、方向性

共働き家庭が増加する中、子育てや介護の比重が女性により多くかかっていることを踏まえ、男女がともに子育てや介護を同等に担うとともに、社会的に保護者や介護者の負担を軽くする体制を整えることが必要です。

地域ぐるみの子育て支援や安心して子どもを産み育てることのできるような環境整備、介護サービスなどの社会的な支援を一層充実します。

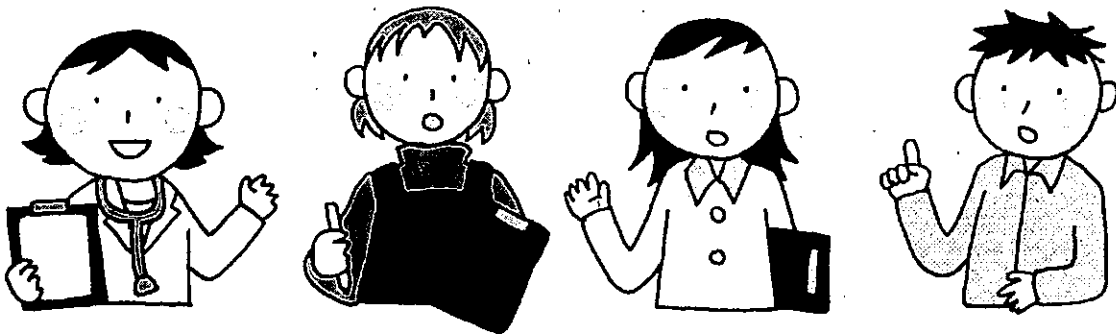
施策の方向と事業の内容

No	施策	主な取組	主な担当課
22	保育サービスや放課後児童対策の充実など、子育て支援策を推進する	<ul style="list-style-type: none"> ○延長保育、乳児保育、一時保育、土曜日午後保育の実施 ○幼稚園預かり保育の拡充 ○アフタースクールの設備等の充実、未開設の地区での検討 ○子育てサポート講座の実施 ○子育て学習センター等を活用した親同士のネットワークづくりの支援 	<ul style="list-style-type: none"> こども育成課 生涯学習課
23	ひとり親家庭への支援を充実する	<ul style="list-style-type: none"> ○母子自立支援員による相談 ○ひとり親家庭への制度の周知、活用 ○子育て携帯情報システムを利用した子育て支援事業や相談窓口等の情報配信 	子育て健康課
24	高齢者福祉施策を推進する	<ul style="list-style-type: none"> ○転倒予防教室、認知症予防教室、家族介護教室等、各種講座の実施 ○高齢者を地域で支えるサービスの充実 ○高齢者やその家族を支える相談体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉課 医療介護課
25	障がい者福祉施策を推進する	<ul style="list-style-type: none"> ○重度心身障害者（児）の介護者に対する介護手当支給による、介護者の精神的、経済的負担の軽減 ○相談支援事業者等と連携し、相談支援体制の専門化の推進 	社会福祉課

市民、事業所、地域の取組

男女が共にチャレンジできる職場や地域社会をつくろう。

- ◇能力開発のための講座や研修を積極的に受講しましょう。
- ◇責任ある立場や新しいチャンスを前向きに捉え、進んでチャレンジしましょう。
- ◇一人ひとりが自分や家族にとってのワーク・ライフ・バランスについて考え、家事や育児など、できることから実践していきましょう。
- ◇子育てをしながら安心して働き続けられるよう、職場内で協力しましょう。
- ◇さまざまな家族の形態があることを理解しましょう。
- ◇事業主は、男女共同参画の視点から職場環境を見直し、積極的に改善していきましょう。
- ◇子育て、家族の介護などで、家庭生活に比重のかかる時期は誰にでもあることを理解し、自らが制度（育児・介護休業制度、母性保護制度等）を活用しましょう。



基本目標 5 国際社会の取組と協調

(1) 男女共同参画意識を醸成するための国際交流と相互理解の促進

現状と課題、方向性

男女共同参画推進の様々な取組みは国際的な動きとともに進められてきました。世界ジェンダー格差指数（GGGI）が落ち込んでいる我が国においては、これらの動きについて理解と関心を深め、連携・協力しながら男女共同参画推進にかかわることが重要です。また、国際交流活動に関しては、参加しやすい雰囲気、活動そのものの魅力づくり、多様な手法での周知宣伝により、活動情報が広く行き渡るようにする必要があります。

国連をはじめとする世界的な動きを理解し、国際的視点から男女共同参画推進のための取り組みを進められるよう、国際理解の推進と国際交流に努めます。

施策の方向と事業の内容

No	施策	主な取組	主な担当課
26	国際相互理解のための取り組みを促進する	○多様な文化への理解を深めるための国際交流の実施に関する教室や講座の実施 ○外国籍市民に対する生活情報の提供、日本語教室の実施	市民対話課
27	異文化理解や国際的な人権感覚を育成する	○学校において男女共同参画意識を醸成するためのALT（英語指導助手）による、外国語教育の充実と国際理解の推進	指導課

市民、事業所、地域の取組

様々な文化に触れ、国際的視点を身につけよう。

- ◇国際交流を通じて異文化に触れてみましょう。
- ◇多様な文化、価値観、生活の違いを理解し、尊重する開かれた人間性を培いましょう。
- ◇自分たちでできる国際協力活動に取り組んでみましょう。

基本目標6 男女の互いの性への理解と健康への配慮

(1) 性の尊厳についての意識の浸透と健康への配慮

現状と課題、方向性

赤穂市では、一人ひとりの意識高揚が図られるよう、健康づくりの普及活動を展開しています。とりわけ女性は、妊娠や出産といった身体的な機能が備わっており、自分の健康に十分関心をはらう必要があります。また、いつ何人子どもを産むか、あるいは産まないかを選ぶ自由、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことや思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じての性と生殖に関する様々な課題について十分に理解し、認識を深めることが大切です。

さらに、性の低年齢化が進む中で、性に対する正しい知識がないままに性的行為に及ぶことが性感染症や望まない妊娠につながっています。

自分を大切にし、相手の心身の健康について思いやりを持つために、成長過程の重要な時期である思春期において、妊娠や出産等の性に関する正しい知識を持ち、性を尊重する意識づくりを進め、男女共に心身の健康保持・増進ができるような支援体制づくりを推進します。さらに喫煙・受動喫煙、飲酒、薬物など、健康をおびやかす問題に関する正しい知識の周知、啓発に努めます。

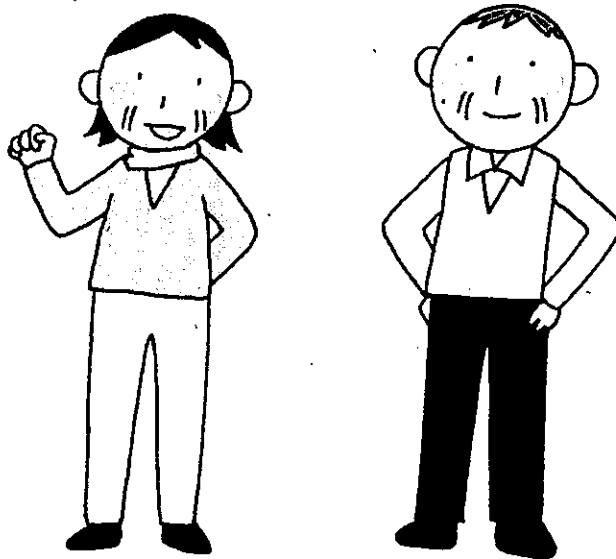
施策の方向と事業の内容

No	施策	主な取組	主な担当課
28	乳幼児健診や相談など、母子保健を充実する	○母子保健事業や相談機会の実施と周知 ○助成による健康診査費支援の実施	保健センター
29	性の尊重についての意識を浸透する	○乳幼児との触れ合い、妊婦体験を通じた、性と生殖に関する健康情報の提供	保健センター
30	エイズや性感染症など、健康をおびやかす問題に対応する	○エイズ・性感染症予防の正しい知識の普及・啓発 ○相談・検査・医療体制の充実	保健センター
31	性教育を推進する	○保健の授業を中心とした、発達段階に応じた学習の促進	指導課

市民、事業所、地域の取組

男女が共に性について正しい知識を身につけ、
健康づくりに取り組もう。

- ◇自分の身体を大切にし、健康づくりに取り組みましょう。
- ◇互いの生涯にわたる性について理解しましょう
- ◇母性保護の重要性について理解を深めましょう。



基本目標 7 配偶者等からの暴力の根絶

(1) ドメスティック・バイオレンス (DV) 根絶のための意識づくりの促進

現状と課題、方向性

DVとは、夫婦、恋人等の親密な関係にある人またはあった人からの身体的な暴力だけでなく、心理的、性的または経済的な苦痛を与える言動をいいます。DVは外部から発見が困難な家庭内や親密な関係である男女間で行われるため、問題が潜在化しやすい傾向にあります。また、DVの被害者の多くは女性であり、その背景には、性別による固定的な役割分担意識や暴力を容認する意識、男女間の経済的格差等の社会状況があり、男女共同参画社会をめざす上で克服すべき重要な課題となっています。

男女共同参画社会を実現するためには女性の人権を確立することが不可欠です。DVの防止に向け、啓発活動や講演会などの学習機会の提供、相談体制の充実と相談窓口の周知に努めます。また、交際中の若い人たちの間で起こるデートDVの防止に向けて、中学校・高等学校等との連携による正しい理解や認識に向けた教育・啓発や、相談体制の充実に取り組みます。

施策の方向と事業の内容

No	施策	主な取組	主な担当課
32	DVの防止に向けた啓発を促進する	○ホームページ・広報紙等での啓発、女性への暴力の根絶に向けた講演会の実施 ○デートDV防止に向けた学校教育での取組	市民対話課 指導課

(2) 相談体制の強化

現状と課題、方向性

相談窓口や一時的避難施設等の情報について、相談者に対し、いつでも、だれにでも、的確な情報提供ができる体制を常に整えておく必要があります。

被害者が自立し安心して生活を送るために、住居の確保、就労など、生活基盤を整えるための支援や、心理的なケアなど、状況に応じた総合的な支援を実施します。

また、相談窓口の周知を図り、被害者の救済・支援体制について関係機関と連携した情報提供体制の充実に努めます。

施策の方向と事業の内容

No	施策	主な取組	主な担当課
33	相談窓口の周知を図る	○ホームページ、広報紙、ポスター等、あらゆる機会を通じたPRの実施	市民対話課
34	相談体制の充実を図る	○女性支援センターへの相談員の配置 ○女性問題に関する相談業務の継続的な実施 ○支援関係者を対象とした研修会への参加	市民対話課

(3) 被害者の安全確保と自立支援への取り組み

現状と課題、方向性

被害者の安全確保と自立支援に向けて、的確な情報提供に努めると共に、関係各機関が連携して、被害者にとって最善の支援の提供に努めることが求められます。

性暴力の被害にあった人への相談体制や関係機関への連絡調整の充実に取り組むと共に、二次被害の防止や被害者の回復を支援するため、関係者への研修の充実に取り組めます。

施策の方向と事業の内容

No	施策	主な取組	主な担当課
35	被害者の安全を確保するための体制を強化する	○相談窓口や一時的避難施設等に関する的確な情報提供ができる体制整備 ○兵庫県女性家庭センターにおいて、被害者の緊急時における安全確保および一時保護の実施	市民対話課
36	被害者の心のケアと自立支援を充実する	○関係機関と連携し、相談から援助まで一貫した支援の実施	市民対話課
37	DV被害者の子どもへの支援を充実する	○学校や警察、関係機関と連携し、継続的な支援・援助の実施	市民対話課 子育て健康課 指導課 こども育成課

(4) DV対策推進体制の充実

現状と課題、方向性

平成13年4月に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」は平成19年7月の改正で、市町村における基本計画の策定が努力義務とされるなど、市町村の担うべき役割が強化されています。

相談から自立まで被害者の人権を尊重し、安全に配慮した切れ目のない支援を行うと共に、男女が互いに尊重し合い暴力を許さないという意識を社会へ浸透させることによってDVの防止を図ることが求められます。

施策の方向と事業の内容

No	施策	主な取組	主な担当課
38	関係各課、関係機関、民間支援団体等との連携を強化する	○被害者が安全に自立に向けた生活が送れるよう、警察や学校、県の機関、他自治体とも連携した支援ネットワークの構築 ○庁内の各相談窓口、相談員の連携を図り、より適切な相談窓口の紹介や情報のネットワーク化の推進	関係各課

市民、事業所、地域の取組

男女間のあらゆる暴力をなくそう。

- ◇配偶者や恋人などの間で、身体的な暴力だけでなく、言葉や態度による暴力もなくしていけるよう努めましょう。
- ◇痴漢の被害に遭う人が悪いではありません。痴漢行為は人の尊厳を傷つける犯罪です。性暴力・性犯罪を許さないまちづくりへの機運を高めましょう。
- ◇身近に暴力の被害者がいたら、相談機関や警察に連絡しましょう。

基本目標 8 女性の職業生活における活躍の推進

(1) 女性が働き続けるための環境整備

現状と課題、方向性

世界経済フォーラムが各国の男女格差を比較した2016年の報告書で、日本は世界144カ国中111位、主要7カ国で最下位と、前年の145カ国中101位から大きく順位を下げました。一方、2016年11月時点の雇用者数は5733万人と直近4年で250万人増えており、中でも女性（170万人増）、特に25～39歳の子育て期の女性が目立っていることから、「M字カーブ」は解消されつつあるとも言われています。

人口が減少し、労働力人口も減少していく中、活力ある社会を維持するためには働く意欲のある女性の能力とスキルを十分に活用し、その活躍を一層推進していくことが喫緊の課題となっています。

女性の職業生活における活躍の推進を効果的に進めるため、再就職等を希望する女性への支援、先進的に取り組む事業所等の認定や、労働者300人以下の民間事業主に対する一般事業主行動計画の策定促進に取り組めます。また、男性の意識と職場風土の改革に向けた意識啓発に努めます。

施策の方向と事業の内容

No	施策	主な取組	主な担当課
39	女性の力を最大限に発揮させる環境をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ○再就職等希望者への実践的スキルの習得支援 ○先進的に取り組む事業所等の紹介、表彰 ○労働者300人以下の民間事業主へ一般事業主行動計画の策定を促進 	市民対話課 産業観光課
40	男性の意識改革とハラメントのない職場を実現する	<ul style="list-style-type: none"> ○男性の育児休業や休暇取得の促進 ○企業トップや管理職に向けた講座やフォーラムを通じた啓発活動 	市民対話課 産業観光課

市民、事業所、地域の取組

女性が働き続け、活躍できる社会をつくろう。

- ◇女性が活躍することの重要性を理解し、働く女性をサポートし、一人ひとりが理想とする働き方を実現できる社会環境をつくりましょう。
- ◇各事業所で、女性が長期的に働き続けるための職場環境を自主的につくりましょう。
- ◇女性が持つ能力を最大限に発揮できる地域社会をつくりましょう。